

過誤申し立てについて

○過誤調整とは・・・

既に支払済みの請求情報を取り下げること。また、その後正しい内容で再請求すること。
※単純な請求誤り、各種加算減算の算定漏れ等がよくあるケースです。

○過誤申し立てとは・・・

過誤調整をするため、市へ依頼し、請求情報を取り下げること（個人ごと・月ごと）
※「過誤申立書」を用いて市へ依頼をします。
※請求情報の一部のみを取り下げることにはできません。

過誤の流れ

(例) 1月分サービス提供 ⇒ 2月10日 国保連へ請求 ⇒ 3月15日 振込
請求誤り判明 ⇒ 4月20日 過誤申し立て ⇒ 5月10日 国保連へ再請求

1月サービス提供分		再請求の結果 支払金額が 増額 の場合 1,000円→1,100円	再請求の結果 支払金額が 減額 の場合 1,000円→900円
2/10 請求		1,000円(3/15入金済)	1,000円(3/15入金済)
4/20 過誤		△1,000円	△1,000円
5/10	4月分請求	2,000円	2,000円
	過誤再請求	1,100円	900円
6/15	振込額	2,100円	1,900円

※請求月と同月に過誤の申し立てをした場合は、取り下げ(返戻)としますのでご注意ください

提出方法

原則、専用フォームでのオンライン申請（持ち込み、郵送又は FAX の場合は事前にご相談ください）

申し立ての締日

毎月20日(送信分)です。

※申請フォーム以外での提出の場合は、20日必着(閉庁日にあたる場合はその直前の開庁日)20日までに過誤申立を市にした場合は、翌月、正しい内容で再請求してください。

※20日は過ぎてしまうが、翌月再請求したい場合は、事前に市までご連絡ください。

【様式】過誤申立書

別紙参照

問い合わせ

障害者福祉課 支払担当 電話 042-620-7479 FAX 042-623-2444